

みんなで支える あたたかな福祉のまち

第3次養老町地域福祉計画



この計画は、地域福祉の視点から進めるまちづくりです。第一歩はあいさつ、つまり地域の人々が互いを知ることから始まります。地域の人や活動に関心を持ち、住民みんなが地域福祉の推進役として参加・行動することによって人のつながりを築き、お互いに支え合い、だれもが安心して暮らせるあたたかな福祉のまちをめざしていきます。

令和3年3月

養 老 町

地域福祉計画は、

- 社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」です。
- 地域住民、ボランティア、NPO、社会福祉協議会、町等が協働して進めていくものです。
- 住民意識調査（一般、小中校生）、地域自治町民会議、自治会、民生児童委員、策定委員会など、住民の皆さんの声をお聞きしながら策定しました。
- 計画の期間は、令和3年度から令和8年度の6年間です。

重点課題

みなさんと協働して、次のような課題に取り組んでいきます。

①住民主体型を含めた多様な介護予防・生活支援サービスの構築

地域の集いの場、見守り・安否確認、外出支援、買い物・掃除などの家事支援などの生活支援サービスの整備に向けた取り組みを推進します。



②地域ぐるみの子育て支援の充実

すべての子どもを対象とする放課後子ども教室、困った時に子どもを預かるなどの住民参加型のサービス（ファミリー・サポート・センター）を立ち上げ、地域で子育てを支援します。



③避難行動要支援者の把握と近隣住民による支援体制の構築

避難行動要支援者名簿の作成、個別計画の策定、地域の共助による支援など、名簿を活用した実効性のある避難行動要支援者に対する支援体制の充実を図ります。



④支部社会福祉協議会の充実

地区における福祉の推進の母体である支部社会福祉協議会の取り組みの充実を促進します。

⑤人権の尊重

高齢者・障がいのある人・女性・子ども等の人権、インターネットによる人権侵害、部落差別問題など、さまざまな人権問題について啓発・教育を行うことにより、地域の福祉を推進します。

基本計画

基本目標 1 新しい地域のつながりの構築

交流の機会づくりや、養老町への関心を高めることにより、地域の人々のつながりを築きます。

- 地域の人のつながりづくり
あいさつの推進／地域行事への積極的な参加／地域の祭り・伝統行事を通じた交流の促進／地域住民の健康増進と交流促進／三世交代交流活動の促進／放課後子ども教室の開催促進／地域ぐるみの子育て支援の充実／児童館の充実／子ども会単位区の見直し／少子化対策の推進
- 地域資源との連携
小・中学校の児童生徒を通じた交流／大垣養老高校と地域の交流促進／岐阜大・岐阜協立大学との活動の実践／自分たちの町の福祉を知る取り組みの推進

- ・地域のつきあい、連帯感が希薄化している
- ・祭りの継承が難しくなっている
- ・新しいつながりが求められる
- ・共助の意識を高めていく必要がある



基本目標 2 福祉の心の醸成と地域福祉の担い手の育成

障がい者への理解や社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支え合うなど、福祉の心を育てます。また、ボランティアの育成や地域福祉活動を推進し、みんなで行動できるまちをめざします。

- 広報・啓発の推進
地域の支え合い意識の醸成／障がい者理解の促進／男女共同参画の推進／人権の尊重
- 福祉教育の推進
小・中学校と特別支援学校等の交流／保育・介護体験の促進／認知症サポーターの養成／公民館活動の充実
- ボランティアの育成
ボランティア講座などの開催／ボランティア活動の場の提供／ボランティアセンターの充実

- ・住民の福祉意識、支え合い意識の醸成が必要である
- ・認知症高齢者や障がいのある人の理解、人権の尊重が必要である
- ・高齢者や障がい者が家庭や地域で暮らし続けられるよう、地域福祉活動の担い手の育成が必要である
- ・福祉教育は児童生徒の意識を大きく変える

基本目標 3 地域福祉活動推進の仕組みづくり

地域福祉の中心となる社会福祉協議会の充実を図るとともに、地域自治町民会議、自治会、民生委員児童委員、地域住民が協働して、地域の見守り、地域の課題やニーズの把握などを行う仕組みを構築します。

- 地域共生社会の実現への取り組み
地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備推進
- 見守り活動の充実
見守りネットワークの充実／福祉施設・事業所などとの連携
- 課題とニーズの把握
民生委員児童委員活動の活性化／福祉推進員制度の検討
- 社会福祉協議会の機能強化と連携強化
地域福祉活動計画の策定／支部社会福祉協議会の充実／支部社会福祉協議会の総合事業への参入促進／地域福祉活動の充実と住民理解力の向上／募金活動の促進

・ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が増加している
・地域の課題やニーズの発見、サービス利用へと結びつける仕組みが必要
・支部社会福祉協議会等の組織・団体の充実、連携が期待されるサービス利用へと結

基本目標 4 サービスの充実

必要なサービスの質・量の確保、情報提供、相談体制、権利擁護等の充実を図ります。また、地域包括ケアシステムの構築をめざし、住民主体の多様な生活支援サービスの整備を促進します。

- サービスの向上
サービス提供事業者の指導・監督／不足しているサービスの確保／苦情解決／地域包括ケアシステムの構築
- 相談・情報提供の充実
相談体制の充実／生活困窮者の自立支援の推進／情報提供の充実／権利擁護支援の地域ネットワークづくり／西濃地域成年後見支援センターの周知
- 住民主体のサービスの充実
ファミリー・サポート・センター事業の実施／住民などによる多様な生活支援サービスの構築／子育てサロンの充実／ふれあい・いきいきサロンの充実／放課後子ども教室の開催促進（再掲）／コミュニティスクールによる学校づくり／NPO法人設立支援

・サービスの質の確保、苦情解決が求められる
・地域包括ケアシステムの構築が求められる
・配食サービス、買い物支援、見守り等の生活支援サービスが求められる
・住民主体の多様なサービスの構築が必要である
・認知症高齢者や障がいのある人の権利擁護が求められる

基本目標5 安全・安心のまちづくり

安心して暮らせるまちづくりを、地域ぐるみで推進します。また、災害時に支援を必要とする人の把握および災害時の支援体制の整備を進めます。

- 防災対策の推進
避難行動要支援者名簿の作成とその活用／災害時などの支援／災害救援ボランティアの支援／防災情報の伝達手段の複数化／福祉避難所の整備
- 防犯対策の推進
防犯パトロールの推進／街灯の整備促進／空き家の管理指導の推進
- 交通安全の推進
交通安全教育の推進／交通安全施設の整備促進
- 環境（ゴミ）対策
ゴミの不法投棄防止パトロール／きれいなまちづくりの推進
- 移動手段の確保
オンデマンドバスの周知

- ・避難行動要支援者等の安否確認、救援体制の整備が求められる
- ・プライバシーに配慮しながらも、避難行動要支援者名簿の活用が必要である
- ・子どもや高齢者を事故や犯罪から守る取り組みを行政と住民が協働して進める必要がある
- ・オンデマンドバスの利用方法の周知が必要である



基本目標6 住民主体のまちづくりを実現する体制の構築

地域の実情やニーズを最もよく把握している地域自治町民会議や自治会が実際の活動の主体となり、町や各種団体がサポートする体制の構築を推進します。

- 地域自治町民会議及び自治会、各種団体が担う役割の明確化
地域自治町民会議及び自治会の健康・福祉部会等が担う役割の明確化／地域自治町民会議及び自治会と各種団体との関係の明確化／各種団体及び町の地域自治町民会議に対するサポート体制の構築／モデル地区の選定と実践／各地域自治町民会議及び自治会の健康・福祉部会の情報共有の体制構築／地域リーダーの育成

- ・地域自治町民会議や自治会が実際の活動の主体となることがもとめられる
- ・町や各種団体がサポートする体制の構築が必要である

編集◆住民福祉部 健康福祉課

TEL 0584-32-1105 FAX 0584-32-2686